



『国際藻類・菌類・植物命名規約』（深圳規約）に対する 修正提案 025 ～ 050 の紹介

仲田 崇志

横浜国立大学大学院環境情報研究院（〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-7）

Takashi Nakada: Introduction to proposals (025–050) to amend the *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants (Shenzhen Code)*. Jpn. J. Phycol. (Sôru) 69: 83–85, July 10, 2021

The *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants (Shenzhen Code)* is planned to be amended at the next International Botanical Congress in Rio de Janeiro, Brazil, in 2023. Proposals 025–050 to amend the *Code* were published in the December 2020 issue of *Taxon*, and they and their potential consequences are briefly discussed here.

Key Index Words: *International Botanical Congress*, *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants*, *Rio de Janeiro*, *Taxon*

Graduate School of Environment and Information Sciences, Yokohama National University, 79-7 Tokiwadai, Hodogaya, Yokohama, Kanagawa 240-8501, Japan

Contact information: nakada-takashi-jk@ynu.ac.jp

現行の『国際藻類・菌類・植物命名規約』（*International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants*; 『深圳規約』; Turland *et al.* 2018, 日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会 2019）は、2023年にリオデジャネイロで開催される国際植物学会議において改正される予定になっている（Turland & Wiersema 2019）。本規約の改正過程については仲田（2021）で解説し、併せて2020年10月までに公表された改正提案についても簡単な解説を加えた。その後、2021年1月に*Taxon*誌の2020年12月号が発行され、この中で改正提案025～050が発表された。そこで本稿では、これらの提案を一覧し、重要と思われるいくつかの提案についてはより詳しい紹介と筆者の見解を示したい。

Taxon 誌 2020 年 12 月号掲載の修正提案

改正提案 025 ～ 050 の概要については表 1 に一覧した。この中で藻類学に関わる提案や、分類・命名法が現在抱えている課題に対する提案について特に詳しく紹介したい。また、提案が採用された場合の影響について、筆者（仲田）の見解を示す。以下、特に明記しない限り条文番号などの参照は『深圳規約』に従う。

提案 028：タイプ標本の一部の切り出しに関する制限など（Katagiri & Majumdar 2020）

提案内容：タイプ標本は恒久的に保存されるべきものであるが、生物群によっては標本の切片などの研究が必要となることがある。Katagiri & Majumdar (2020) によると、特にコケ植物においてこのようなタイプ標本からの切り出しが無許可

で行われ、切り出された重複標本が研究者の手元に人知れず置かれることがある。規約上このような重複標本はアイソタイプにあたるが、特に“kleptotype”（盗まれたタイプ）とも呼ばれ、問題視されている。そこで勧告 8A においてタイプ標本の無許可の分割を禁止するよう勧告し、また kleptotype が発見された場合にその存在と所在地を発表し、保存するよう勧告することを提案している。

筆者の見解：この提案が採用された場合でも、許可を得てタイプ標本の切り出しを行うことは禁止されない。ただし切り出した重複標本をアイソタイプとして適切に保存し、実質的にタイプの減損を防ぐことが求められる。タイプ標本の無断切り出しはコケ植物に限らず問題であり、藻類学においても提案の採否にかかわらず控えるべきであろう。

提案 036 ～ 037：ネオタイプ・エピタイプの再指定の条件の緩和（Wisnev 2020b）

提案内容：ネオタイプが失われたか壊された場合、およびネオタイプが複数の分類群に属することが明らかになった場合の対応が規約に明記されていなかったとして、この場合にもネオタイプを再指定できるように、その他の文言の修正などと共に第 9.8 条の改訂を提案している（提案 036）。またエピタイプについても同様の文言を第 9.9 条に含めることを提案している（提案 037）。
筆者の見解：ネオタイプが失われた場合などに備えることは必要と考えられるが、複数の分類群に属することが明らかになった場合の対応は第 9.17 条に示されている。また第 9.8 条はネオタイプの定義を、第 9.9 条はエピタイプの定義と指定方法について示しているため、指定の条件を示す場所として

表 1. Taxon 誌 2020 年 12 月号に掲載された『国際藻類・菌類・植物命名規約（深圳規約）2018』（Turland *et al.* 2018；日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会 2019）に対する修正提案. Art., 条項. Ex., 実例. Gl., 用語解説. Rec., 勧告.

提案番号	修正提案の主旨	関連箇所	文献
025	分類群の学名はタイプをもつが範囲をもたず、分類群は範囲をもつがタイプをもたないことを示した付記を追加。また「範囲」の説明を用語解説に追加。	Art.7.2, Gl.	Bhattacharjee <i>et al.</i> (2020a)
026	2001 年より前に非自明な方法で指定されたレクトタイプやネオタイプを “non-explicitly designated by” として引用することを勧める勧告を追加。また “non-explicit typification” [未定義] を用語解説に追加。	Art. 7, Gl.	Prado <i>et al.</i> (2020)
027	タイプ標本の記述方法に関する勧告 8A.4 が、レクトタイプ・ネオタイプ・エピタイプにも適用できるように文言を修正。	Rec. 8A.4	Gnanasekaran & Arisdason (2020)
028	タイプ標本を無許可で切り出さないことを、また切り出された標本を保存することを勧める勧告を追加（本文解説を参照）。	Rec. 8A	Katagiri & Majumdar (2020)
029	タイプが明確に指示されていなくてもホロタイプが存在する状況の実例を追加。	Art. 9.1	Bhattacharjee <i>et al.</i> (2020b)
030	レクトタイプの定義とレクトタイプ指定に関する規則を整理して、第 9.3 条に統合。	Art. 9	Wisnev (2020a)
031	ネオタイプの定義とネオタイプ指定に関する規則を整理して、第 9.8 条に統合。	Art. 9	Wisnev (2020a)
032	エピタイプの定義とエピタイプ指定に関する規則を整理して、第 9.9 条に統合。	Art. 9	Wisnev (2020a)
033	第 7.10 条を削除し、代わりにタイプの優先権が有効発表の日付に基づくことを第 10.5 条に加筆。	Art. 7.10, 10.5	Wisnev (2020a)
034	シタイプを定義した第 9.6 条に、標本や採集品の引用方法を説明した第 40 条付記 2 への引用を追加。	Art. 9.6	Bhattacharjee <i>et al.</i> (2020c)
035	初発表文でホロタイプが指定されず、しかし単一の標本が引用されたことで、その標本がシタイプとなる状況を示した実例を追加。	Art. 9 Ex. 6	Bhattacharjee <i>et al.</i> (2020c)
036	ネオタイプの再指定の条件など（本文解説を参照）。	Art. 9.8	Wisnev (2020b)
037	エピタイプの再指定の条件など（本文解説を参照）。	Art. 9.9	Wisnev (2020b)
038	複数のハーバリウムに保管された第 1 の段階のレクトタイプから第 2 の段階のレクトタイプを指定した場合の実例を追加。	Art. 9.17	Chakrabarty <i>et al.</i> (2020)
039	原資料が複数の分類群を含むなど、適用に問題のある学名を優先してレクトタイプ指定すべきであると、勧告 9A に追加。	Rec. 9A	Krishna <i>et al.</i> (2020a)
040	有効発表の日付が不正確な場合に日付を定める条文と実例を追加。	Art. 31	Paul & Paszko (2020)
041	新組合せの正式発表の条件の明確化と実例の追加。	Art. 35.2	Welker & Prado (2020)
042	意図された新学名が異名として引用され、従って正式に発表されていない場合の実例を追加。	Art. 36.1	Krishna <i>et al.</i> (2020b)
043	判別文の定義文中の、「他の分類群から区別する」を、「最も類縁のある分類群から区別する」に修正。	Art. 38.2, Gl.	Bhattacharjee <i>et al.</i> (2020d)
044	第 40.6 条と重複するため（ただし第 40.6 条では言語は問わない）、勧告 40A.1 から「ラテン語の “typus” または “holotypus” を含めるべきである」との文言を削除。	Rec. 40A.1	Bhattacharjee <i>et al.</i> (2020e)
045	第 41 条実例 17 が第 41.6 条の観点で正しいとは言えないとして、この実例を議決実例に変更。	Art. 41 Ex.17	Wisnev (2020c)
046	第 41 条実例 19 を削除。	Art. 41 Ex. 19	Wisnev (2020c)
047	初出の異タイプ異名を “synonymum novum” または “syn. nov.” と示すことを勧める勧告と実例を追加（本文解説を参照）。	Rec. 50D	Krishna <i>et al.</i> (2020c)
048	人名に由来する形容語の形成方法の説明を追加（本文解説を参照）。	Art. 60.8, Art. 60 Ex. 17, Gl.	Moran & Prado (2020)
049	条件に該当する合成語の形容語において、ハイフンの使用を義務化するよう条項や実例を修正・追加。	Art. 60.11, Art. 60 Ex. 40–43	Prado & Moran (2020)
050	異名という用語は「同じ分類群に適用される複数の学名のうちの 1 つ」を指すが、これには正名も含まれることを用語解説に明記。	Gl.	Bhattacharjee <i>et al.</i> (2020f)

は疑問がある。ホロタイプやレクトタイプが失われたか壊された場合の規定は第 9.16 条にまとめられているため、ネオタイプについてもこちらに加筆の方が自然に思われる。エピタイプについてはすでに第 9.17 条、9.20 条に記述があり、第 9.9 条への加筆の必要性には疑問がある。

提案 047：「新異名」の表記に関する勧告の導入 (Krishna *et al.* 2020c)

提案内容：現行の規約では、新たに異タイプ異名を見出すことは命名法上の行為とは見なされておらず、特段の規定や勧告は存在しない。しかしながら異タイプ異名の認識は分類学上は重要な意味を持つため、“synonymum novum” または “syn. nov.” として明示するよう実例とともに勧告 50D に追加することを提案している。

筆者の見解：“syn. nov.” の表記は命名法ではなく分類学的見解を示すものであり、勧告として規約に明記すべきであるか疑問がある。しかし研究の主な成果が異タイプ異名の発見であるなら、論文のタイトルや要旨などで “syn. nov.” を使用している例も散見され、検索の便を図る目的で使用してもよいかもしれない。

提案 048：人名に由来する形容語の形成方法の説明 (Moran & Prado 2020)

提案内容：種または種内分類群の形容語が人名から作られた場合、その語尾は第 60.8 条に規定された形を取る。この規定はギリシャ語やラテン語にない人名を、植物学の伝統に沿った形容語としてラテン語化するために存在するが、第 60.8 条 (b) および (d) で規定されるように語幹接頭母音 -i- を付加する

意味がわかりづらい。そこで上記の人名由来の形容語が人名に単に *-i* を付加したものではなく、*-ius* を付加してラテン語名化し、そこから *-us* を落として語幹を形成していることを第 60.8 条 (b), (d) に明記し、併せて実例の修正と用語説明への「語幹接頭母音」の追加を提案している。

筆者の見解：この提案は規約の運用を変更するものではないが、正字法の歴史的・文法上の背景を説明することは有意義であろう。ただし条項の修正ではなく、脚注などで説明を与える形でもよいかもしれない。

おわりに

修正提案 025 ~ 050 のうち、条項の修正を提案しているのは提案 030 ~ 033, 036, 037, 040, 041, 043, 048, 049 の 11 件である。これらのうち規約の運用に変更を迫るものは、提案 036, 040, 041, 049 の 4 件とみられる。提案 036 はタイプ指定の規則の不備を補うもので、提案 040 は有効発表の日付の特定に関わるもの、提案 041 は新組合せの正式発表の要件を修正するもの、そして提案 049 は形容語のハイフンの扱いを変更するものであった。中でも提案 036 は現行の規約の問題点を指摘している点で特に重要と思われたため、関連する提案 037 と共に詳しく紹介した。また提案 048 は表現上の修正ではあるが、規約の理解を深める提案となっているため一読に値するだろう。これらの他、提案 028 と 047 は強制力のない勧告の追加提案ではあるが、分類の実務や論文執筆に関する提言を含んでいるため、特に本文中で取り上げた。

規約の修正提案は、採用されない限り分類学の実務に影響がなく、関心が持たれにくいかも知れない。しかしながら規約の改正背景を知るとは規約の理解を深める助けとなるだろう。また一部の修正提案には現行規約に対する問題意識が示されていて、採否にかかわらず分類学の実務の参考になりうる。ただし修正提案には査読が付かないため、規約に対する誤解や、的外れに思われるものも含まれることには注意が必要である。

引用文献

- Bhattacharjee, A., Bandyopadhyay, S. & Maity, D. 2020b. (029) Proposal to add a new Example after Article 9.1. *Taxon* 69: 1382. doi.org/10.1002/tax.12378
- Bhattacharjee, A., Bhadra, R. & Bandyopadhyay, S. 2020f. (050) Proposal to amend the definition of “synonym” in the Glossary. *Taxon* 69: 1393. doi.org/10.1002/tax.12393
- Bhattacharjee, A., Dey, M. & Bandyopadhyay, S. 2020c. (034–035) Proposals to amend Article 9.6 and Example 6. *Taxon* 69: 1384. doi.org/10.1002/tax.12380
- Bhattacharjee, A., Dey, S. & Bandyopadhyay, S. 2020e. (044) Proposal to amend Recommendation 40A.1. *Taxon* 69: 1389. doi.org/10.1002/tax.12388
- Bhattacharjee, A., Krishna, G. & Bandyopadhyay, S. 2020a. (025) Proposal to clarify that a circumscription applies to a taxon, not to a name. *Taxon* 69: 1379. doi.org/10.1002/tax.12374
- Bhattacharjee, A., Krishna, G. & Bandyopadhyay, S. 2020d. (043) Proposal to amend the definition of “diagnosis” in Article 38.2. *Taxon* 69: 1388. doi.org/10.1002/tax.12387

- Chakrabarty, T., Krishna, G. & Kumar, A. 2020. (038) Proposal to add a new Example under Article 9.17. *Taxon* 69: 1385–1386. doi.org/10.1002/tax.12382
- Gnanasekaran, G. & Arisdason, W. 2020. (027) Proposal to amend Recommendation 8A.4. *Taxon* 69: 1380. doi.org/10.1002/tax.12376
- Katagiri, T. & Majumdar, S. 2020. (028) Recommendation for prohibiting unauthorized division of a type specimen. *Taxon* 69: 1381. doi.org/10.1002/tax.12377
- Krishna, G., Bhattacharjee, A., Arisdason, W. & Bandyopadhyay, S. 2020b. (042) Proposal to add a new Example under Article 36.1. *Taxon* 69: 1388. doi.org/10.1002/tax.12386
- Krishna, G., Bhattacharjee, A. & Bandyopadhyay, S. 2020a. (039) Proposal to add a new paragraph to Recommendation 9A. *Taxon* 69: 1386. doi.org/10.1002/tax.12383
- Krishna, G., Bhattacharjee, A. & Bandyopadhyay, S. 2020c. (047) Proposal to add a new paragraph with a new Example to Recommendation 50D. *Taxon* 69: 1390. doi.org/10.1002/tax.12390
- Moran, R. C. & Prado, J. 2020. (048) Proposal to amend Article 60.8 and Example 17, and add an associated new Glossary entry. *Taxon* 69: 1391. doi.org/10.1002/tax.12391
- 仲田崇志 2021. 『国際藻類・菌類・植物命名規約』の改正と修正提案 001 ~ 024 の紹介. *藻類* 69: 79–82.
- 日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会（翻訳・編集）2019. 国際藻類・菌類・植物命名規約（深圳規約）2018 日本語版. 北隆館, 東京.
- Paul, W. & Paszko, B. 2020. (040) How to deal with imprecise dates – proposal to add a new rule to Article 31. *Taxon* 69: 1386–1387. doi.org/10.1002/tax.12384
- Prado, J., Hirai, R. Y. & Moran, R. C. 2020. (026) Proposal to add a new Recommendation after Article 7 and a new entry to the Glossary. *Taxon* 69: 1379–1380. doi.org/10.1002/tax.12375
- Prado, J. & Moran, R. C. 2020. (049) Proposal to amend Article 60.11 and its Examples, and to add a new Example. *Taxon* 69: 1392. doi.org/10.1002/tax.12392
- Turland, N. J. & Wiersema, J. H. 2019. Procedures and timetable for proposals to amend the *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants*. *Taxon* 68: 1372–1373. doi.org/10.1002/tax.12173
- Turland, N. J., Wiersema, J. H., Barrie, F. R. *et al.* (eds.) 2018. *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants (Shenzhen Code) adopted by the Nineteenth International Botanical Congress Shenzhen, China, July 2017*. Regnum Vegetabile 159. Koeltz Botanical Books, Glashütten.
- Welker, C. A. D. & Prado, J. 2020. (041) Proposal to amend Article 35.2 and add a new Example. *Taxon* 69: 1387. doi.org/10.1002/tax.12385
- Wisnev, M. 2020a. (030–033) Proposals regarding lectotypes, neotypes, and epitypes (amendments to Article 9 and 10). *Taxon* 69: 1382–1383. doi.org/10.1002/tax.12379
- Wisnev, M. 2020b. (036–037) Proposals regarding neotypes and epitypes (amendment to Article 9.8 and 9.9). *Taxon* 69: 1385. doi.org/10.1002/tax.12381
- Wisnev, M. 2020c. (045–046) Proposals to convert Article 41 Example 17 to a voted Example and delete Article 41 Example 19. *Taxon* 69: 1389–1390. doi.org/10.1002/tax.12389

（2021 年 3 月 30 日受付, 2021 年 5 月 31 日受理）

通信担当編集委員：羽生田 岳昭